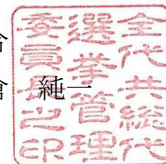


平成29年2月7日
推薦委員選挙告示第1号

全国運転代行共済協同組合
総代選挙管理委員長 小倉



推薦委員選挙の告示について

定款第32条[役員を選任]および役員選任規約第3条（推薦委員の選出）の規定にもとづき、平成29年に行う推薦委員選挙の立候補等の届出期間、選挙の方法、選挙権及び被選挙権、選挙期日を下記のとおり定めましたので告示します。

記

1 立候補等の届出期間

- (1) 平成29年2月7日から3月1日(必着)まで
- (2) 立候補または推薦の手続

総代選挙管理委員会（以下、「選挙管理委員会」と言います。）が定める所定の立候補届または推薦届様式により選挙管理委員会に郵送または持参により提出願います。推薦届を提出するには被推薦者の同意があることを要します。

- (3) 各届出のための所定様式による書類を同封し、ご連絡しております。
*組合ホームページから取り出す事も可能です。
- (4) 各届書類は、以下の選挙管理委員会に送付願います。

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-9-8 新京橋第1長岡ビル3F
全国運転代行共済協同組合総代選挙管理委員会 宛

2 選挙の方法

選挙は、選挙区ごとに行い、候補者が定数を超えた場合は、投票によって行います。なお、候補者が定数内のときは無投票当選となります。

3 投票の方法

候補者が定数を超えた場合の投票は、次の方法で行います。

(1) 投票の方法

投票用紙に選挙区ごとの候補者を3名連記する方式による選挙権者名を記名した上で投票する方法によります。総代が、選挙管理委員会の送付した投票用紙に記入し、投票所に配達日指定郵便で記入済みの投票用紙を送付することにより投票を行います。

(2) 投票の場所、投票期間

- ・投票の場所 任意の郵便局窓口またはポスト（選挙管理委員会にあてて投票用紙が封入された封書を配達日指定郵便により送付する方法によります。）

- ・投票の期間 平成29年3月24日から3月30日までに郵送手続を行うものとします。配達日指定郵便を使用しないなどの理由により投票期日以外の日に配達されたものは無効とします。

(3) 投票期日 平成29年4月4日(上記の投票期間内に投函してください)

(4) 投票用紙の再交付について

投票用紙および選挙公報が平成29年3月22日までに到着しない場合には、選挙管理委員会に申し出て投票用紙の再交付を受けることができます。詳細については選挙管理委員会(組合事務局)にお問合せください。

4 選挙権及び被選挙権

(1) 選挙権

平成29年1月1日現在の総代。ただし、平成29年3月6日までに総代でなくなったことを確認された者を除く。

(2) 被選挙権

以下の①または②に該当する者とする。ただし、平成29年1月1日以降総代でなくなった者を除く。

① 平成29年1月1日現在の総代で、選挙告示に定められた届出期間内に推薦委員候補者として立候補した者。

② 平成29年1月1日現在の総代で、選挙告示に定められた届出期間内に選挙権を有する総代5名から推薦委員候補者として推薦された者。

5 開票日 平成29年4月4日

組合事務局において、選挙立会人の立会いのもとで選挙管理委員会が開票を行います。

[ご参考]

選挙区の区割り及び推薦委員定数(定款別表1による)

選挙区	都道府県名	選挙区	都道府県名	選挙区	都道府県名
1	北海道 青森県	2	東京都 神奈川県	3	鳥取県 島根県
	岩手県 宮城県		新潟県 富山県		岡山県 広島県
	秋田県 山形県		石川県 福井県		山口県 徳島県
	福島県 茨城県		山梨県 長野県		香川県 愛媛県
	栃木県 群馬県		岐阜県 静岡県		高知県 福岡県
	埼玉県 千葉県		愛知県 三重県		佐賀県 長崎県
		滋賀県 京都府	熊本県 大分県		
		大阪府 兵庫県	宮崎県 鹿児島県		
		奈良県 和歌山県	沖縄県		

各選挙区の定数はいずれも3とする。

以 上